



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年12月7日金曜日 第1920号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

不健全な図書類等の指定.....	1289
医療機関の指定.....	1290
指定医療機関の休止の届出.....	1290
介護機関(居宅介護事業者)の指定.....	1291
介護機関(居宅介護支援事業者)の指定.....	1291
介護機関(介護予防事業者)の指定.....	1292
介護機関(地域包括支援センター)の指定.....	1294
指定介護機関(居宅介護事業者)の変更.....	1294
指定介護機関(特定福祉用具販売事業者)の変更.....	1294
指定介護機関(居宅介護事業者)の変更.....	1295
指定介護機関(居宅介護支援事業者)の変更.....	1295
指定介護機関(居宅介護事業者)の廃止の届出.....	1295
指定介護機関(居宅介護支援事業者)の廃止の届出.....	1296
指定介護機関(特定福祉用具販売事業者)の廃止の届出.....	1296
指定介護機関(介護予防事業者)の廃止の届出.....	1296
指定介護機関(特定介護予防福祉用具販売事業者)の廃止の届出.....	1297
指定介護機関の廃止の届出.....	1297
指定障害者支援施設の指定の辞退(2件).....	1297
大規模小売店舗の変更の届出の取下げ.....	1297

大規模小売店舗を設置している者の変更の届出の概要等.....	1297
市営土地改良事業の施行の同意(5件).....	1298
保安林の指定の解除.....	1298
保安林予定森林.....	1298
公共測量の実施の通知.....	1300
開発行為に関する工事の完了.....	1300
道路の位置の指定.....	1300

### 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	1301
争議行為の通知の公表.....	1301

### 人事委員会規則

愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則.....	1301
-------------------------------------	------

### 公安委員会規則

特例施設占有者の指定等に関する規則.....	1302
------------------------	------

### 公安委員会訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令.....	1312
-------------------------------	------

## 告 示

### ○愛媛県告示第1817号

愛媛県青少年保護条例(昭和42年愛媛県条例第20号)第5条第2項の規定に基づき、次の図書類等を青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類等として指定する。

平成19年12月7日

愛媛県知事 加戸守行

### 図書类等

種 別	番 号	名 称	号別又は発行年月日	発 行 者	諮 問 の 理 由
雑 誌	19 061	D E E P F r a g i l e ディープフラジャイル	2007年 12月5日発行	富 士 美 出 版 (株)	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。
"	19 062	L - 若妻	12月号増刊	(株)メディアソフト	
"	19 063	W I F E 秋桜 ワイフ・コスモス	2007年 12月15日発行	富 士 美 出 版 (株)	
"	19 064	純ナマ素人娘。	平成19年 11月20日発行	(株)一水社	
"	19 065	制服えむっ娘	12月号増刊	(有)光彩書房	
"	19 066	好きにしてッ! あんず組	2007年 7月10日発行	富 士 見 出 版 (株)	
"	19 067	投稿キング	12月号	ワ イ レ ア 出 版 (株)	
"	19 068	ニャン2倶楽部	1月号	(株)コアマガジン	
"	19 069	ニャン2倶楽部Z	12月号	(株)コアマガジン	
"	19 070	ベストビデオ スーパードキュメント	12月号	三 和 出 版 (株)	

"	19 071	マダムX	12 月 号	(有) 風 林 館
"	19 072	め・き・ら Vol137	12 月 号	(株)メディアソフト
"	19 073	実録三十路妻専科	12 月 号 増 刊	(株) 一 水 社
"	19 074	ドキッ! Special	12 月 号	(株) 竹 書 房
"	19 075	漫画ブラザ	12 月 号	(株) 蒼 竜 社
"	19 076	コミックアムール	12 月 号	サ ン 出 版
"	19 077	微熱 SUPER デラックス	12 月 号	セ ブ ン 新 社
"	19 078	レディースコミック タブー	12 月 号	三 和 出 版 (株)
ビデオ テープ	19 079	がっつ 熟女シリーズ ためいき	J Y V - 03	(有) ガ ッ ツ
"	19 080	母と子の許されない秘密 ~門外不出映像~	MONG - 3	禁 親 相 姦
"	19 081	10人120分 激ファック	G F K - 002	ビッグジャパンシステム
"	19 082	黒人アナル姦・号泣アクメ Vol12色白美人看護師 がアナル昇天!	K A G A - 02	ビ ギ ン
"	19 083	連続 婦女暴行 Vol13	G O K V - 03	P A N D O R A E H O U S E
"	19 084	酔いどれ 四十路酒	J R Y - 02	聚 楽
DVD	19 085	「援助交際」を楽しむ方法 方法 - 8	H O U H O U - 08	テ イ ク ワ ン
"	19 086	極上アマチュアビューティー 「本生」図鑑 素人美人01	S B - 01	お 宝 映 像
"	19 087	これが本当のナンパストリート11 ナンパオークションHow Much? 長野・松本編	D J N S - 011	ド リ ー ム ス テ ー ジ
"	19 088	真・乳王 Vol13	K B - 03D	ユ ー ア ン ド ケ イ
"	19 089	制服トランス 華純	B T - 102	ワ ン ズ フ ァ ク ト リ ー
"	19 090	白痴女学園 幼女子校生4	H A R A - 04	姦 姦 倶 楽 部

○愛媛県告示第1818号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成19年12月7日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年 月 日
クローバー薬局 北日吉店	株式会社 クローバー	今治市北日吉町一丁目8 番17号	平成19年 10月1日
清水 医 院	清 水 久 和	八幡浜市日土町1-256	平成19年 10月1日
財団法人正光会 周桑こころのク リニック	財団法人正光会	西条市丹原町願連寺274 番地1	平成19年 10月5日
伊予なの花薬局	株式会社 メディック・ユ ー	伊予市下吾川字池田892 - 7	平成19年 10月10日

よしもとレディ ースクリニック	吉 本 勲	大洲市東若宮14 14	平成19年 11月1日
谷口耳鼻咽喉科	谷 口 昌 史	伊予市下吾川905番地1	平成19年 11月1日
本宮眼科クリニ ック	本 宮 数 浩	伊予市下吾川908番地1	平成19年 11月1日

○愛媛県告示第1819号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成19年12月7日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	廃 止 年 月 日
近藤皮膚泌尿器 科医院	近 藤 基 樹	新居浜市港町2 17	平成19年 10月1日

## ○愛媛県告示第1820号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成19年12月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社スィムアンドデイ	伊予郡松前町南黒田428-1	通所介護事業所スィムアンドデイ	伊予郡松前町南黒田428-1	平成19年6月1日
医療法人藤野医院	伊予郡松前町大字筒井399番地1	おひさまファミリークリニック	伊予郡松前町大字筒井399番地1	平成19年9月1日
社会福祉法人宝集会	新居浜市荷内町6番21号	宝寿園	新居浜市荷内町6番21号	平成19年9月25日
株式会社お茶屋の里	新居浜市西の土居町二丁目8番23号	ヘルパーステーションお茶屋の里	新居浜市西の土居町二丁目8番23号	平成19年9月26日
有限会社キャンパス	西条市丹原町池田1651-1	ベストケア・デイサービスセンター飯岡	西条市飯岡3796-2	平成19年9月14日
株式会社たかちほ	西予市宇和町上松葉165番地1	グループホーム明浜館	西予市明浜町高山甲688番地	平成19年9月21日
有限会社沙羅	高知県四万十市中村京町一丁目12番地1	グループホーム福寿草	南宇和郡愛南町御荘平城2829-1	平成19年10月9日
株式会社はなみずき介護センター	宇和島市保手一丁目5番12号	はなみずき介護センター	宇和島市保手一丁目5番12号	平成19年10月10日
株式会社新風会	大洲市徳森1477番地1	デイサービスセンター龍星	大洲市柚木王子ヶ平587番地1	平成19年10月4日
セントケア愛媛株式会社	東京都港区六本木6-10-1	セントケア愛南	南宇和郡愛南町御荘平城437-1古良貸店舗1号室	平成19年11月1日
セントケア愛媛株式会社	東京都港区六本木6-10-1	セントケア宇和島	宇和島市佐伯町2-3-21佐伯町ハイム	平成19年11月1日
メディカルブレン株式会社	北九州市八幡西区千代ヶ崎二丁目1番6号	白雲薬局	宇和島市広小路1番34号	平成19年10月29日
メディカルブレン株式会社	北九州市八幡西区千代ヶ崎二丁目1番6号	青空薬局	宇和島市柿原甲1352番4	平成19年10月29日
セントケア愛媛株式会社	東京都港区六本木6-10-1	セントケア八幡浜	八幡浜市産業通4番16号	平成19年11月1日
セントケア愛媛株式会社	東京都港区六本木6-10-1	セントケアにいほま	新居浜市宮西町4-4ジツタビル1、2F	平成19年11月1日
セントケア愛媛株式会社	東京都港区六本木6-10-1	セントケア西条朔日市	西条市朔日市78番地7	平成19年11月1日
セントケア愛媛株式会社	東京都港区六本木6-10-1	セントケア宇和町	西予市宇和町下松葉457ヒロハイツ102号	平成19年11月1日

## ○愛媛県告示第1821号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

平成19年12月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
特定非営利活動法人鬼北福祉会	北宇和郡鬼北町大字永野市638-3 プラザビル202号	ケアプランすみれ	北宇和郡鬼北町大字永野市638-3 プラザビル202号	平成19年9月27日
セントケア愛媛株式会社	東京都港区六本木6-10-1	セントケア宇和島	宇和島市佐伯町2-3-21佐伯町ハイム	平成19年11月1日
セントケア愛媛株式会社	東京都港区六本木6-10-1	セントケア八幡浜	八幡浜市産業通4番16号	平成19年11月1日

## ○愛媛県告示第1822号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成19年12月7日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社スィムアンドデイ	伊予郡松前町南黒田428-1	通所介護事業所スィムアンドデイ	伊予郡松前町南黒田428-1	平成19年6月1日
医療法人藤野医院	伊予郡松前町大字筒井399番地1	おひさまファミリークリニック	伊予郡松前町大字筒井399番地1	平成19年9月1日
有限会社デイサービスさくら	伊予郡松前町恵久美546-6	有限会社デイサービスさくら	伊予郡松前町恵久美546-6	平成19年9月23日
介護サービス野の花有限会社	北宇和郡鬼北町大字内深田1248-2	介護サービス野の花有限会社	北宇和郡鬼北町大字内深田1248番地2	平成19年9月21日
社会福祉法人松野町社会福祉協議会	北宇和郡松野町大字松丸1661番地13	松野町社会福祉協議会	北宇和郡松野町大字松丸1661番地13	平成19年10月1日
社会福祉法人なごみの会	今治市別名251番地	ヘルパーステーションなごみ	今治市別名251番地	平成19年4月1日
社会福祉法人なごみの会	今治市別名251番地	今治なごみ苑	今治市別名251番地	平成19年4月1日
有限会社介護入浴センターまこと	宇和島市中央町一丁目2-1	介護入浴センターまこと	宇和島市中央町1-2-1	平成19年10月1日
社会福祉法人宝集會	新居浜市荷内町6番21号	宝寿園	新居浜市荷内町6番21号	平成19年9月25日
有限会社キャンパス	西条市丹原町池田1651-1	ベストケア・デイサービスセンター飯岡	西条市飯岡3796-2	平成19年9月14日
宇田タクシー株式会社	四国中央市三島中央四丁目2-21	宇田介護サービス事業所	四国中央市三島中央四丁目2-21	平成19年8月25日
四国中央市	四国中央市三島宮川四丁目6番55号	通所介護事業所コスモス荘	四国中央市中之庄町542番地	平成19年8月30日
四国中央市	四国中央市三島宮川四丁目6番55号	通所介護事業所みどり荘	四国中央市中之庄町542番地	平成19年8月30日
四国中央市	四国中央市三島宮川四丁目6番55号	短期入所生活介護事業所萬翠荘	四国中央市中之庄町542番地	平成19年8月30日
ウマ交通有限会社	四国中央市三島中央三丁目11番33号	新町ヘルパーセンター	四国中央市三島中央三丁目11番33号	平成19年8月28日

ウマ商事株式会社	四国中央市三島中央三丁目11番33号	新町デイサービスセンター	四国中央市三島中央三丁目11番33号	平成19年8月28日
医療法人明生会	四国中央市金生町下分1249-1	指定訪問介護事業所「ひまわり」	四国中央市金生町下分1243番地の1	平成19年8月31日
医療法人明生会	四国中央市金生町下分1249番地の1	デイサービス「ふれあい」	四国中央市金生町下分1243番地の1	平成19年9月7日
社会福祉法人伊予三島福祉施設協会	四国中央市寒川町1792番地2	共楽園	四国中央市寒川町1792番地2	平成19年8月28日
有限会社わかばケアサービス	四国中央市三島宮川一丁目6番10号	有限会社わかばケアサービス	四国中央市三島宮川一丁目6番10号	平成19年9月7日
社会福祉法人まこと	四国中央市豊岡町大町字東原2786番地2	デイサービスセンターしあわせの家	四国中央市豊岡町大町字東原2786番地2	平成19年8月29日
株式会社クリーンテック	西条市ひうち18番地9	デイサービスセンタークリーンテック	四国中央市中之庄町621-1	平成19年8月29日
愛媛医療生活協同組合	松山市来住町1079-12	生協宇摩診療所	四国中央市寒川町字西浜2912番1	平成19年8月29日
財団法人新居浜精神衛生研究所	新居浜市松原町13-47	財団法人新居浜精神衛生研究所附属豊岡台病院	四国中央市豊岡町長田603-1	平成19年8月29日
株式会社たかちほ	西予市宇和町上松葉165番地1	グループホーム明浜館	西予市明浜町高山甲688番地	平成19年9月21日
有限会社沙羅	高知県四万十市中村京町一丁目12番地1	グループホーム福寿草	南宇和郡愛南町御荘平城2829-1	平成19年10月15日
有限会社モードハヤシ	今治市八町東五丁目7番5号	デイサービスたちばな	今治市北高下町三丁目3-18	平成19年4月1日
株式会社はなみずき介護センター	宇和島市保手一丁目5番12号	はなみずき介護センター	宇和島市保手一丁目5番12号	平成19年10月10日
医療法人社団久和会	新居浜市喜光地町一丁目13番29号	老人訪問看護ステーションたちばな	新居浜市喜光地町一丁目14番12号	平成19年10月17日
社会福祉法人光明会	西条市大町776番地23	ヘルパーステーション水の里	西条市大町776番地23	平成19年9月1日
社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛媛県済生会	松山市山西町997番地1	ホームヘルパーステーションいしづち苑	西条市朔日市榎ヶ坪269-1	平成19年10月1日
社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛媛県済生会	松山市山西町997番地1	済生会西条老人保健施設いしづち苑	西条市朔日市榎ヶ坪269-1	平成19年10月12日
株式会社新風会	大洲市徳森1477番地1	デイサービスセンター龍星	大洲市柚木字王子ヶ平587番地1	平成19年10月4日
セントケア愛媛株式会社	東京都港区六本木6-10-1	セントケア愛南	南宇和郡愛南町御荘平城437-1古良貸店舗1号室	平成19年11月1日
セントケア愛媛株式会社	東京都港区六本木6-10-1	セントケア宇和島	宇和島市佐伯町2-3-21佐伯町ハイム	平成19年11月1日
メディカルブレーン株式会社	北九州市八幡西区千代ヶ崎二丁目1番6号	白雲薬局	宇和島市広小路1番34号	平成19年10月29日
メディカルブレーン株式会社	北九州市八幡西区千代ヶ崎二丁目1番6号	青空薬局	宇和島市柿原甲1352番4	平成19年10月29日

セントケア愛媛株式会社	東京都港区六本木6-10-1	セントケア八幡浜	八幡浜市産業通4番16号	平成19年11月1日
セントケア愛媛株式会社	東京都港区六本木6-10-1	セントケアにいほま	新居浜市宮西町4-4ジツタビル1、2F	平成19年11月1日
医療法人明生会	四国中央市金生町下分1249番地の1	明生会訪問看護ステーション「ひまわり」	四国中央市金生町下分1243番地の1	平成19年9月26日
セントケア愛媛株式会社	東京都港区六本木6-10-1	セントケア宇和町	西予市宇和町下松葉457ヒロハイツ102号	平成19年11月1日

## ○愛媛県告示第1823号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（地域包括支援センター）を次のように指定した。

平成19年12月7日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（地域包括支援センター）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防支援事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
松野町	北宇和郡松野町松丸343番地	松野町地域包括支援センター	北宇和郡松野町大字延野々1406番地4	平成19年10月1日

## ○愛媛県告示第1824号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成19年12月7日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
株式会社井手組	新居浜市七宝台町甲2375番地の99	（変更後） 株式会社井手組	新居浜市七宝台町甲2375-99	平成19年2月19日
		（変更前） 株式会社井手組福祉用具貸与事業所		
医療法人愛愛会	四国中央市上分町732番地1	（変更後） 訪問看護ステーションいしかわ	四国中央市上分町716-2	平成18年4月1日
		（変更前） 老人訪問看護ステーションいしかわ		

## ○愛媛県告示第1825号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（特定福祉用具販売事業者）の特定福祉用具販売事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成19年12月7日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（特定福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	特定福祉用具販売事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
株式会社井手組	新居浜市七宝台町甲2375番地の99	（変更後） 株式会社井手組	新居浜市七宝台町甲2375-99	平成19年2月19日
		（変更前） 株式会社井手組福祉用具貸与事業所		

○愛媛県告示第1826号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成19年12月7日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
医療法人愛愛会	四国中央市上分町732番地1	ヘルパーステーションいしかわ	（変更後） 四国中央市上分町716番地2	平成18年4月1日
			（変更前） 四国中央市上分町732-1	
医療法人愛愛会	四国中央市上分町732番地1	訪問看護ステーションいしかわ	（変更後） 四国中央市上分町716番地2	平成18年4月1日
			（変更前） 四国中央市上分町732-1	
医療法人康仁会	四国中央市三島金子二丁目7番22号	老人訪問看護ステーションにしおか	（変更後） 四国中央市三島金子2-7-22	平成18年5月1日
			（変更前） 四国中央市中曾根町994	
株式会社アライアンス	四国中央市川之江町473番地1	アライアンス	（変更後） 四国中央市川之江町473番地1	平成18年12月1日
			（変更前） 四国中央市川之江町474番地2	

○愛媛県告示第1827号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の居宅介護支援事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成19年12月7日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
医療法人愛愛会	四国中央市上分町732番地1	指定居宅介護支援事業所いしかわ	（変更後） 四国中央市上分町716番地2	平成18年4月1日
			（変更前） 四国中央市上分町732-1	

○愛媛県告示第1828号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届け出があった。

平成19年12月7日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
株式会社コムスン	東京都港区六本木6-10-1	株式会社コムスン四国中央ケアセンター	四国中央市上分町358番1	平成19年6月30日
社会福祉法人旭川荘	岡山県岡山市祇園地先	みなみ愛媛訪問看護ステーション	北宇和郡鬼北町永野市1607番地	平成18年3月31日
有限会社ひかり	北宇和郡鬼北町大字近永657番地2	訪問介護事業所ひかり	北宇和郡鬼北町大字近永657番地2	平成18年3月31日
社会福祉法人愛南町社会福祉協議会	南宇和郡愛南町御荘平城2139番地	愛南町社協一本松訪問介護事業所	南宇和郡愛南町一本松5049番地1	平成19年6月1日

社会福祉法人愛南町社会福祉協議会	南宇和郡愛南町御荘平城2139番地	愛南町社協西海訪問介護事業所	南宇和郡愛南町櫻月212番地1	平成19年6月1日
------------------	-------------------	----------------	-----------------	-----------

○愛媛県告示第1829号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）から、居宅介護支援事業を次のように廃止した旨の届け出があった。

平成19年12月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護支援事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
医療法人徳仁会	四国中央市三島宮川4-6-71	矢部内科	四国中央市三島宮川4-6-71	平成18年8月13日
宇和島地区広域事務組合	宇和島市曙町1番地	宇和島地区広域事務組合指定居宅介護支援事業所在宅介護支援センター古城園	北宇和郡松野町大字豊岡4598番地第1	平成19年3月31日
医療法人西本病院	南宇和郡愛南町御荘平城4289-1	西本病院	南宇和郡愛南町御荘平城4289-1	平成15年1月1日
有限会社サン・ケアワーク	南宇和郡愛南町城辺甲1988	有限会社サン・ケアワーク	南宇和郡愛南町城辺甲1988	平成18年4月1日

○愛媛県告示第1830号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（特定福祉用具販売事業者）から、特定福祉用具販売事業を次のように廃止した旨の届け出があった。

平成19年12月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（特定福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る特定福祉用具販売事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
有限会社サン・ケアワーク	南宇和郡愛南町城辺甲1988	有限会社サン・ケアワーク	南宇和郡愛南町城辺甲1988	平成19年7月31日

○愛媛県告示第1831号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）から、介護予防事業を次のように廃止した旨の届け出があった。

平成19年12月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
株式会社コムスン	東京都港区六本木6-10-1	株式会社コムスン四国中央ケアセンター	四国中央市上分町358番1	平成19年6月30日
社会福祉法人愛南町社会福祉協議会	南宇和郡愛南町御荘平城2139番地	愛南町社協一本松訪問介護事業所	南宇和郡愛南町一本松5049番地1	平成19年6月1日
社会福祉法人愛南町社会福祉協議会	南宇和郡愛南町御荘平城2139番地	愛南町社協西海訪問介護事業所	南宇和郡愛南町櫻月212番地1	平成19年6月1日



○愛媛県告示第1832号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）から、特定介護予防福祉用具販売事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成19年12月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る特定介護予防福祉用具販売事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
有限会社サン・ケアワーク	南宇和郡愛南町城辺甲1988	有限会社サン・ケアワーク	南宇和郡愛南町城辺甲1988	平成19年7月31日

○愛媛県告示第1833号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関を次のように廃止した。

平成19年12月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関の名称	開設者の氏名又は名称	所在地	廃止年月日
福田医院	医療法人福田医院	大洲市肱川町山鳥坂77番地	平成19年6月30日
矢部内科	医療法人徳仁会	四国中央市三島宮川4-6-71	平成18年9月30日

次のとおり指定障害者支援施設の指定の辞退があった。

平成19年12月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	名称	設置の場所	辞退年月日
3811500077	身体障害者通所授産施設 アイセルブ	東温市西岡乙3-58	平成19年3月31日

○愛媛県告示第1836号

大規模小売店舗を設置している者の変更の届出の概要等（平成19年8月愛媛県告示第1375号）によりその概要等を告示した大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による届出が取り下げられたので、次のとおり告示する。

平成19年12月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

大規模小売店舗		取 下 年 月 日
名称	所在地	
ダイキE X新居浜	新居浜市瀬戸町甲4101番地1外	平成19年11月16日

○愛媛県告示第1834号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第47条の規定により、次のとおり指定障害者支援施設の指定の辞退があった。

平成19年12月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	名称	設置の場所	辞退年月日
3810100226	愛媛県身体障害者更生指導所	松山市道後今市1番2号	平成19年9月30日

○愛媛県告示第1835号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第47条の規定により、

○愛媛県告示第1837号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第4項の規定により法第6条第2項の規定による届出とみなされる法附則第5条第1項の規定による変更に係る事項の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

平成19年12月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 年 月 日
A コーポハトマート山越	松山市山越二丁目64-1	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	午前10時から午後9時まで	午前8時から午後9時45分まで	平成19年12月1日	平成19年11月19日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時30分から午後9時15分まで	午前7時30分から午後10時まで		

## 2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労働課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

## (1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

## (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

## ○愛媛県告示第1838号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、伊予市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・東峰地区）の施行に平成19年11月21日同意した。

平成19年12月7日

愛媛県知事 加戸守行

## ○愛媛県告示第1839号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、西予市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・大西地区）の施行に平成19年11月22日同意した。

平成19年12月7日

愛媛県知事 加戸守行

## ○愛媛県告示第1840号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、西予市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・西地区）の施行に平成19年11月22日同意した。

平成19年12月7日

愛媛県知事 加戸守行

## ○愛媛県告示第1841号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、西予市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・遊子谷地区）の施行に平成19年11月22日同意した。

平成19年12月7日

愛媛県知事 加戸守行

## ○愛媛県告示第1842号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、西予市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・魚成地区）の施行に平成19年11月22日同意した。

平成19年12月7日

愛媛県知事 加戸守行

## ○愛媛県告示第1843号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成19年12月7日

愛媛県知事 加戸守行

## 1 解除に係る保安林の所在場所

今治市菊間町松尾381の3、392の2、393の10から393の13まで、394、395、396の2、402の2、403の2、404の2

## 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## 3 解除の理由

農道用地とするため

## ○愛媛県告示第1844号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年12月7日

愛媛県知事 加戸守行

## 1(1) 保安林予定森林の所在場所

新居浜市郷字落神乙159

## (2) 指定の目的

水源のかん養

## (3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字落神乙159（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

## 2(1) 保安林予定森林の所在場所

新居浜市山根町1396、1397の1、1397の2、1398の1、立川町1048の7、1048の8

## (2) 指定の目的

土砂の流出の防備

## (3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
山根町1396・1397の1・1398の1・立川町1048の8（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、山根町1397の2

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所

新居浜市立川町79、81

(2) 指定の目的  
土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
立川町79（次の図に示す部分に限る。）、81

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

4(1) 保安林予定森林の所在場所

新居浜市船木字大久保甲1047の1、甲1048、甲1049

(2) 指定の目的  
土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字大久保甲1047の1・甲1048・甲1049（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

5(1) 保安林予定森林の所在場所

西条市荒川字大平乙103の3、字シヨウア谷乙105の1、字三角地乙110、乙111、字シヨラア谷乙112、乙113、乙114の2、字下ノ平乙115の2、字川ヶ平乙116の1

(2) 指定の目的  
土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字大平乙103の3・字シヨウア谷乙105の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る）、字シヨラア谷乙114

の2

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

6(1) 保安林予定森林の所在場所

西条市黒瀬字湯久保乙459の1、乙460の1

(2) 指定の目的  
土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字湯久保乙459の1・乙460の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

7(1) 保安林予定森林の所在場所

西条市中興字日浦乙9、乙11の1、乙11の2、乙18から乙20まで、乙21の1、乙21の2、乙22の1、乙32、乙34の1

(2) 指定の目的  
土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字日浦乙11の1・乙22の1・乙32・乙34の1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

8(1) 保安林予定森林の所在場所

西条市洲之内字天神谷乙53、乙56、乙57、乙58の3、乙58の4、乙58の10、乙60の3、乙61

(2) 指定の目的  
土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字天神谷乙53・乙58の10・乙60の3・乙61（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の

所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期  
齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

9(1) 保安林予定森林の所在場所

新居浜市大生院字川口ハゼヶ尾1573の1、1575の1、1576の  
1、1576の2、1576の8、1576の9、1586、字川口シガ谷1587

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の  
所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期  
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

10(1) 保安林予定森林の所在場所

西条市市之川字向山6528の2、字屋敷添6930、字椎木谷6931

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の  
所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期  
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

11(1) 保安林予定森林の所在場所

西条市兎之山字上ノ向乙94の1、乙108の1、字カンバ乙1  
07

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の  
所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期  
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係  
書類を愛媛県庁並びに関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1845号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第  
14条第1項の規定に基づき、東温市長から次のとおり公共測量を実  
施する旨の通知があった。

平成19年12月7日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 作業種類 公共測量  
(固定資産現況調査)
- 2 作業期間 平成19年12月20日から  
平成20年3月24日まで
- 3 作業地域 東温市全域

○愛媛県告示第1846号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成19年12月7日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
19松局建（開）第43号 平成19年11月21日	伊予郡松前町大字恵久美字横堰395番4、398番4、399番8及び399番9	松山市余戸東二丁目13番40号 篠崎大貴
19松局建（開）第44号 平成19年11月26日	東温市北方字田中甲3089番7、甲3089番8、甲3089番9及び甲3090番1	今治市吉海町名19番地 渡邊石油株式会社 破産管財人 寄井真二郎
19松局建（開）第45号 平成19年11月26日	伊予郡松前町大字筒井字北内開311番	伊予郡松前町大字筒井257番地 中島正直

○愛媛県告示第1847号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定  
により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成19年12月7日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 道路の位置  
伊予市下吾川字南西原1736番2及び1737番1
- 2 申請人の住所氏名  
伊予市下吾川947番地1

株式会社伊予ブルドーザー建設  
代表取締役 今岡 満洲太郎

3 図面省略

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年12月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成19年11月26日	特定非営利活動法人 エイジングサポートセンター	三 好 明 夫	松山市みどりヶ丘5番15号	本法人は、会員や市民に対して児童福祉、身体障害者（児）福祉、知的障害者（児）福祉、精神障害者福祉、高齢者福祉に対する理解を深め、これらの者の人権を守り、生活の質の向上のために、自立支援に関する相談や支援事業を行うことにより、福祉の増進を図り、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛統一労働組合執行委員長大野久から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成19年11月26日あったので公表する。

平成19年12月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 事件 平成19年度年末一時金、その他に関する事項

- 2 日時 平成19年12月10日正午より本問題が解決に至る間

- 3 場所 財団法人正光会今治病院  
(今治市高市甲 786 の13)  
財団法人正光会宇和島病院  
(宇和島市柿原1280番地)

- 4 概要 前記記載の場所において、あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則7 - 1046

愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年12月7日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 479）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（条例第10条第1項に規定する特定受給資格者に相当するものとして人事委員会規則で定めるもの等）</p> <p><b>第4条</b> 条例第10条第1項に規定する特定受給資格者に相当するものとして人事委員会規則で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 定員の減少又は組織の改廃のため過員又は廃職を生ずることにより退職した者</p> <p>(2) 勤務公署の移転により、通勤することが困難となつたため退職した者</p> <p>(3) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合に限る。）をした者</p> <p>(4) 地方公務員法第28条第1項第2号の規定による免職の処分を受けた者</p> <p>(5) 公務上の傷病により退職した者</p> <p>(6) その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者</p> <p>2 省略</p>	<p>（条例第10条第1項に規定する _____ 人事委員会規則で定める職員に準ずる者等）</p> <p><b>第4条</b> 省略</p> <p>2 条例第10条第1項に規定する人事委員会規則で定める者は、次</p>

3 省略

様式第11号（第12条関係）受給期間延長申請書

省略

のとおりとする。

- (1) 定員の減少又は組織の改廃のため過員又は廃職を生ずることにより退職した者
- (2) 勤務公署の移転により、通勤することが困難となつたため退職した者
- (3) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合に限る。）をした者
- (4) 地方公務員法第28条第1項第2号の規定による免職の処分を受けた者
- (5) 公務上の傷病により退職した者
- (6) その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者

3 省略

様式第11号（第12条関係）受給期間延長申請書

省略

上記の申請は、適当と認める。

年 月 日

公共職業安定所長 印

**附 則**

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に改正前の愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則様式第11号の規定により提出されている書類は、改正後の愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則様式第11号の規定により提出された書類とみなす。

**公安委員会規則**

**○愛媛県公安委員会規則第18号**

特例施設占有者の指定等に関する規則を次のように定める。

平成19年12月7日

愛媛県公安委員会委員長 木 網 俊 三

**特例施設占有者の指定等に関する規則**

（趣旨）

**第1条** この規則は、遺失物法（平成18年法律第73号。以下「法」という。）第17条の規定に基づく遺失物法施行令（平成19年政令第21号）第5条第5号の規定による指定（以下「指定」という。）、法第25条第1項に規定する報告及び資料の提出の要求、同条第2項に規定する報告、資料の提出及び保管物件の提示の要求並びに法第26条第1項及び第2項の指示に関し、必要な事項を定めるものとする。

（特例施設占有者の指定）

**第2条** 公安委員会は、指定をしたときは、指定通知書（様式第1号）により、遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。）第28条第1項の申請をした者（以下「申請者」という。）に対し、その旨を通知するものとする。

2 公安委員会は、指定をしなかったときは、不指定通知書（様式第2号）により、申請者に対し、その旨を通知するものとする。

3 規則第28条第4項の規定による公示は、特例施設占有者指定公示書（様式第3号）を公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。

（指定をした特例施設占有者に係る公示事項の変更）

**第3条** 規則第29条第2項の規定による公示は、特例施設占有者変更事項公示書（様式第4号）を公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。

（指定の取消し）

**第4条** 公安委員会は、規則第30条第1項に規定する指定の取消し（以下「取消し」という。）をしようとするときは、行政手続法（平成5年法律第88号）及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）の規定に基づき、聴聞を行わなければならない。

2 公安委員会は、前項の聴聞の結果、取消しをしたときは、指定取消処分通知書（様式第5号）により、取消しの相手方に対し、その旨を通知するものとする。

3 規則第30条第2項の規定による公示は、特例施設占有者指定取消公示書（様式第6号）を公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。

（報告等要求書による報告等の要求）

**第5条** 法第25条第1項に規定する報告及び資料の提出の要求並びに同条第2項に規定する報告、資料の提出及び保管物件の提示の要求は、報告等要求書（様式第7号）により行うものとする。

（指示書による指示）

**第6条** 法第26条第1項及び第2項の指示（以下「指示」という。）は、指示書（様式第8号）により行うものとする。

2 第4条第1項の規定は、指示をしようとするときについて準用する。この場合において、同項中「聴聞を」とあるのは、「弁明の機会の付与を」と読み替えるものとする。

（補則）

**第7条** この規則に定めるもののほか、特例施設占有者の指定等に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

#### 附 則

この規則は、平成19年12月10日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

指 定 通 知 書

第 号  
年 月 日

住所又は所在地  
氏名又は名称 殿  
(法人にあっては、代表者の氏名)

愛媛県公安委員会 印

年 月 日付けで申請のあった下記の施設に係る遺失物法施行令第5条第5号の規定に基づく特例施設占有者の指定については、指定をしたので通知する。

記

施設の名称及び所在地(移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲)



様式第2号(第2条関係)

不 指 定 通 知 書

第 号  
年 月 日

住所又は所在地  
氏名又は名称 殿  
(法人にあっては、代表者の氏名)

愛媛県公安委員会 印

年 月 日付けで申請のあった下記の施設に係る遺失物法施行令第5条第5号の規定に基づく特例施設占有者の指定については、指定をしないので通知する。

記

1 施設の名称及び所在地(移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲)

2 理由

様式第3号(第2条関係)

特 例 施 設 占 有 者 指 定 公 示 書

第 号  
年 月 日

愛媛県公安委員会 印

遺失物法施行令第5条第5号の規定に基づき、下記の施設占有者を特例施設占有者に指定したので、遺失物法施行規則第28条第4項の規定に基づき、公示する。

記

- 1 住所又は所在地及び氏名又は名称(法人にあっては、その代表者の氏名)
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 2 施設の名称及び所在地(移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲)

様式第4号(第3条関係)

特 例 施 設 占 有 者 変 更 事 項 公 示 書

第 号  
年 月 日

愛媛県公安委員会 印

遺失物法施行令第5条第5号の規定に基づき、 年 月 日付けをもって指定した下記の特例施設占有者について、公示事項の変更の届出があったので、遺失物法施行規則第29条第2項の規定に基づき、公示する。

記

- 1 住所又は所在地及び氏名又は名称(法人にあっては、その代表者の氏名)
- 2 施設の名称及び所在地(移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲)
- 3 変更の届出があった事項

様式第5号(第4条関係)

指 定 取 消 処 分 通 知 書

第 号  
年 月 日

住所又は所在地  
氏名又は名称 殿  
(法人にあっては、代表者の氏名)

愛媛県公安委員会 印

遺失物法施行規則第30条第1項の規定に基づき、 年 月 日付け  
をもって指定した下記の施設に係る特例施設占有者の指定を取り消したので  
通知する。

記

- 1 施設の名称及び所在地(移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲)
- 2 取消年月日
- 3 理由

様式第6号(第4条関係)

## 特例施設占有者指定取消公示書

第 号  
年 月 日

愛媛県公安委員会 印

遺失物法施行規則第30条第1項の規定に基づき、 年 月 日付けをもって指定した下記の施設に係る特例施設占有者の指定を取り消したので、同条第2項の規定に基づき、公示する。

記

1 住所又は所在地及び氏名又は名称(法人にあっては、その代表者の氏名)

2 施設の名称及び所在地(移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲)

様式第7号(第5条関係)

報 告 等 要 求 書

第 号  
年 月 日

住所又は所在地  
氏名又は名称 殿  
(法人にあつては、代表者の氏名)

愛媛県公安委員会 印

第 25 条第 1 項 報 告  
遺失物法 の規定に基づき、下記のとおり資料の提出  
第 25 条第 2 項 保管物件の提示  
を求める。

記

- 1 施設の名称及び所在地(移動施設にあつては、その概要及び移動の範囲)
- 2 報告を求める事項
- 3 提出を求める資料
- 4 提示を求める保管物件

注 不要の文字は、横線で消すこと。

様式第8号(第6条関係)

指 示 書

第 号  
年 月 日

住所又は所在地  
氏名又は名称 殿  
(法人にあっては、代表者の氏名)

愛媛県公安委員会 印

第26条第1項  
遺失物法 の規定に基づき、下記のとおり指示する。  
第26条第2項

記

- 1 施設の名称及び所在地(移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲)
  
- 2 違反事項
  
- 3 指示事項
  
- 4 指示をする理由

注 不要の文字は、横線で消すこと。

公安委員会訓令

○愛媛県公安委員会訓令第6号

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年12月7日

愛媛県公安委員会委員長 木 網 俊 三

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程（昭和37年愛媛県公安委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前														
<p><b>別表2（第3条関係）</b></p> <p style="text-align: center;">部課長の専決事項</p> <p>1 部長専決事項</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 警務部長</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">法令</th> <th style="text-align: center;">専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>遺失物法（平成18年法律第73号）</u></td> <td>           1 第25条第1項の規定による施設占有者に対する報告及び資料の提出の要求            2 第25条第2項の規定による特例施設占有者に対する報告及び資料の提出並びに保管物件の提示の要求            3 第26条第1項の規定による施設占有者及び特例施設占有者に対する指示            4 第26条第2項の規定による特例施設占有者に対する指示         </td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)～(5) 省略</p> <p>2 課長専決事項</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 会計課長</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">法令</th> <th style="text-align: center;">専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>遺失物法施行規則（平成19年国 家公安委員会規 則第6号）</u></td> <td>           1 第28条第2項の規定による特例施設占有者の指定申請の受理            2 第28条第4項の規定による特例施設占有者の指定の公示            3 第29条第1項の規定による特例施設占有者の指定に関する公示事項の変更届出の受理            4 第29条第2項の規定による特例施設占有者の指定に関する公示事項の変更の公示            5 第29条第3項の規定による第28条第3項に掲げる書類の記載事項の変更届出の受理            6 第30条第2項の規定による特例施設占有者の指定の取消しの公示         </td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p>	法令	専決事項	省略		<u>遺失物法（平成18年法律第73号）</u>	1 第25条第1項の規定による施設占有者に対する報告及び資料の提出の要求 2 第25条第2項の規定による特例施設占有者に対する報告及び資料の提出並びに保管物件の提示の要求 3 第26条第1項の規定による施設占有者及び特例施設占有者に対する指示 4 第26条第2項の規定による特例施設占有者に対する指示	法令	専決事項	<u>遺失物法施行規則（平成19年国 家公安委員会規 則第6号）</u>	1 第28条第2項の規定による特例施設占有者の指定申請の受理 2 第28条第4項の規定による特例施設占有者の指定の公示 3 第29条第1項の規定による特例施設占有者の指定に関する公示事項の変更届出の受理 4 第29条第2項の規定による特例施設占有者の指定に関する公示事項の変更の公示 5 第29条第3項の規定による第28条第3項に掲げる書類の記載事項の変更届出の受理 6 第30条第2項の規定による特例施設占有者の指定の取消しの公示	<p><b>別表2（第3条関係）</b></p> <p style="text-align: center;">部課長の専決事項</p> <p>1 部長専決事項</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 警務部長</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">法令</th> <th style="text-align: center;">専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)～(5) 省略</p> <p>2 課長専決事項</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p>	法令	専決事項	省略	
法令	専決事項														
省略															
<u>遺失物法（平成18年法律第73号）</u>	1 第25条第1項の規定による施設占有者に対する報告及び資料の提出の要求 2 第25条第2項の規定による特例施設占有者に対する報告及び資料の提出並びに保管物件の提示の要求 3 第26条第1項の規定による施設占有者及び特例施設占有者に対する指示 4 第26条第2項の規定による特例施設占有者に対する指示														
法令	専決事項														
<u>遺失物法施行規則（平成19年国 家公安委員会規 則第6号）</u>	1 第28条第2項の規定による特例施設占有者の指定申請の受理 2 第28条第4項の規定による特例施設占有者の指定の公示 3 第29条第1項の規定による特例施設占有者の指定に関する公示事項の変更届出の受理 4 第29条第2項の規定による特例施設占有者の指定に関する公示事項の変更の公示 5 第29条第3項の規定による第28条第3項に掲げる書類の記載事項の変更届出の受理 6 第30条第2項の規定による特例施設占有者の指定の取消しの公示														
法令	専決事項														
省略															



(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

**附 則**

この訓令は、平成19年12月10日から施行する。